

【新旧対照表】

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">富山県介護員養成研修実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条(略)</p> <p>(指定の要件) 第2条(略)</p> <p>(指定の申請) 第3条(略)</p> <p>(科目の具体的内容) 第4条(略)</p> <p>(講師の要件) 第5条(略)</p> <p>(指定の決定) 第6条(略)</p> <p>(実施計画書の提出) 第7条(略)</p> <p>(科目の免除) 第8条(略)</p> <p>(免除の手続等) 第9条(略)</p>	<p style="text-align: center;">富山県介護員養成研修実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条(略)</p> <p>(指定の要件) 第2条(略)</p> <p>(指定の申請) 第3条(略)</p> <p>(科目の具体的内容) 第4条(略)</p> <p>(講師の要件) 第5条(略)</p> <p>(指定の決定) 第6条(略)</p> <p>(実施計画書の提出) 第7条(略)</p> <p>(科目の免除) 第8条(略)</p> <p>(免除の手続等) 第9条(略)</p>	

【新旧対照表】

<p>(修了者とみなす者) 第10条(略)</p> <p>(名簿及び事業実績報告書の提出) 第11条(略)</p> <p>(変更、廃止、休止又は再開の届出) 第12条(略)</p> <p>(修了証明書の再発行) 第13条(略)</p> <p>(関係書類の保存) 第14条(略)</p> <p>(その他) 第15条(略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。 ただし、介護職員初任者研修の実施は、平成25年4月1日からとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(修了者とみなす者) 第10条(略)</p> <p>(名簿及び事業実績報告書の提出) 第11条(略)</p> <p>(変更、廃止、休止又は再開の届出) 第12条(略)</p> <p>(修了証明書の再発行) 第13条(略)</p> <p>(関係書類の保存) 第14条(略)</p> <p>(その他) 第15条(略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。 ただし、介護職員初任者研修の実施は、平成25年4月1日からとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>	
--	--	--

【新旧対照表】

<p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年3月8日から施行する。</u></p> <p>別紙1（第2条関係）（略）</p> <p>別紙2（第4条及び第5条関係）（略）</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>別紙1（第2条関係）（略）</p> <p>別紙2（第4条及び第5条関係）（略）</p>	
---	---	--